第1回青梅市中心市街地活性化協議会 会議録

- 日 時 平成25年4月10日(水)13:30~15:00
- 会 場 青梅商工会議所 特別会議室
- 1. 開会挨拶 青梅商工会議所 舘会頭
- 2. 市長挨拶 青梅市 竹内市長
- 3. 事 項
- (1) 青梅市中心市街地活性化協議会設立について・・・資料1,2 設立趣意書(案) および規約(案)
- (2) 会長選出について
- (3) 副会長および監事の指名について
- (4) 平成25年度事業計画(案) および収支予算書(案) について・・・資料3~5
- (5) 青梅市中心市街地活性化基本計画の推進について・・・資料6
- (6) 中心市街地活性化シンポジウムについて・・・資料7 6月15日(土) 19:00~21:00 青梅市民会館ホール
- 4. その他

次回開催日 7月5日(金) 13時30分~ 青梅商工会議所

5. 閉会挨拶 下田副市長

(配布資料)

- 次第
- · 青梅市中心市街地活性化協議会名簿
- · 青梅市中心市街地活性化協議会設立趣意書(案)
- · 青梅市中心市街地活性化協議会規約(案)
- ・平成25年度青梅市中心市街地活性化基本計画推進スケジュール(案)
- ・平成25年度事業計画(案)および収支予算書(案)
- •謝金規程(案)
- · 青梅市中心市街地活性化基本計画(改定原案)
- · 青梅市中心市街地活性化基本計画(改定原案)【概要版】
- ・中心市街地活性化シンポジウム開催概要

委員

会長

定刻になりましたので、第1回青梅市中心市街地活性化協議会を開催します。

はじめに開会の挨拶をよろしくお願いします。

本日、協議会が設立されて、出発するわけですが、協議会としては内閣府の認定に向け基本計画を協議していく事が主体となります。ついては本協議会は各機関との意見調整を行い、青梅市や会議所、皆様が一体となって本事業を進めたいと思います。ぜひ大きな視点で本事業を議論し、今後のまちづくりの発展につなげて行きたいと思いますので、皆様の

ご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

委員

皆さん、こんにちは。本日は青梅商工会議所舘会頭はじめ、青梅市のまちづくりに携わる多くの関係者の皆様にご参加いただき、青梅市中心市街地活性化協議会が設立されますことに心から御礼申し上げます。本協議会は中心市街地における都市機能の増進、および経済活力の向上、総合的且つ一体的に推進する役割を担う組織です。青梅地区を中心とする街づくりを円滑に進めるためにはご出席の皆様が同じベクトルを持ち、力を結集することが不可欠ですので、皆様方のご協力をお願いします。青梅市ではこのたび、今後十年間のまちづくりの総合指針となる、第6次青梅市総合長期計画を策定しました。この総合長期計画において、中心市街地の活性化は重要な政策課題の一つとして位置付けています。青梅らしい特色のある、中心市街地の形成に向け、計画的集中的に整備を進めるため、現在法律に基づく国の認定を前提として中心市街地活性化基本計画の策定を進めています。

国から認定を受ける際には、本協議会の意見を付して申請することが法律により義務づけられるなど、市の計画策定においても本協議会は極めて重要な存在であると認識しています。そして本協議会を中心に多くの市民やまちづくり関係者の皆様方に主体的に参画を頂き、連携と協働の元、中心市街地の活性化に、ひいては青梅市全体の活性化に向けたまちづくりを進めていく事が重要であると考えています。本市としましても、持続可能な青梅らしいにぎわいと交流のある、中心市街地に向けて地域の皆様方と共に、まちづくりに取組んで参りたいと考えていますので、皆様方におかれましてもご理解をいただき、積極的なご参画をお願い申し上げます。結びに本協議会のご発展ご祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。続きまして配布資料の確認をします。

<配布資料説明>

それでは事項に進めさせていただきます。まず始めに、第1回青梅市中心市街地活性化協議会という事で、資料1と2、設立趣意書(案)および規約(案)について、事務局から説明をさせていただきます。

協議会設立ということでまずは資料の1をご覧下さい。中心市街地活性化協議会設立趣意書(案)です。この資料については、準備会で一度配布させていただいておりますが、本日が初めての出席という方もいらっしゃいますので簡単に説明をさせていただきます。特に3段落目の「中心市街地活性化に関する法律」に基づく、青梅市における中心市街地活性化基本計画の策定を進めさせていただきます。

青梅商工会議所は青梅市の取組と軌を一つにし、中心市街地活性化に必要な取組の協議および実現に繋げていくために設立するという仕組みになっています。また、まちづくりを一体的に推進する総合的な組織としての役割を担い、青梅らしいまちづくりを推進していきたいという事が趣意となっています。

続きまして資料2をご覧下さい。協議会の規約(案)です。こちらも準備会のほうでは一 旦お話させていただいていますが、先程と同様にご説明をさせていただきます。

まず、設置については、法律の第15条1項に沿って、中心市街地活性化について協議する会を設置します。名称については、青梅市中心市街地活性化協議会です。なお、事務局は商工会議所です。

目的は、協議会は、法第9条第1項の規定により青梅市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画(以下「基本計画」という。)、法第9条第10項に規定する認定基本計画

委員 委員

委員

委員

(以下「認定基本計画」という。) およびその実施に必要な事項、法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする、の通りです。

第5条活動は、協議会は第4条の目的を達成するために次の活動を行うという事で、7項まで記載されています。

続きまして構成員です。第6条、協議会は、次の者をもって構成する。

(1) 青梅商工会議所、(2) 青梅市、(3) 法第15条第4項第1号、第2号および第8号に規定する者、(4) 前項に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者、という事で、本日皆様にお集まりいただいております。その他、この協議会に入って構成員となり協力したいという人については、協議会に入れる事になっています。

続いて第7条の組織ですが、協議会は会長、副会長、監事および委員をもって組織する。

2、協議会の目的を達成するため、部会を設置することができる。

第8条の委員は、第6条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。また、オブザーバーを置くことができる。

第9条の役員は、協議会に、会長、副会長および監事を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長、監事は委員のうちから会長が指名する。となっています。

第10条の任期は、会長、副会長、監事および委員の任期は、2年とする。ただし、再任 は妨げない。退任する場合には後任者が引き継ぐような形です。

第11条のタウンマネージャーは、協議会には、協議会における活動を円滑に進めるため、 まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーおよびアドバイザーを配置す ることができる。という事で、基本的にはタウンマネージャーを設置する事を考えていま す。

第12条の会議は、協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集します。

また会議は、委員の過半数をもって開催し、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第13条の協議結果の尊重は、協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

第14条、協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第15条、協議会に要する経費は、寄附金、補助金、助成金およびその他の収入により充 てるものとする。

第16条、協議会の庶務は、青梅商工会議所において処理する。

第17条、協議会の公表は、青梅商工会議所の広報誌への掲載の他、協議会ホームページ に掲載することにより行う。

第18条、協議会の議決に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同

意を得なければならない。 2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散 の日をもって打ち切り、青梅商工会議所がこれを精算する。

以上、設立趣意書(案)、そして規約(案)についてご説明しました。慎重な審議をお願いします。

設立趣意書、規約ですが、先程、中村から説明がありましたが、2月8日の準備会にも出 させていただいたように、趣意書についてはまちづくりについて一体化になって進めてい くため、民間事業者、地域、行政と協力しながら行う、とうい事が趣意書の内容です。 規約については説明のあった通りです。「委員」という言葉をこの中で使っておりますが、 それはご通知した皆様という事でご理解していただきたいと思います。設立趣意書、規約 について説明がありましたが、ご質問ございましたらお受けいたします。何かございます か?

では、いらっしゃらないようでしたら拍手をもって承認していただければと思います。 <拍手>

では協議会の設立という事で、皆様方には委員さんという事でご協力いただければと思いますので、よろしくお願いします。

続きましては事項の2番、会長の選出についてです。規約9条により、協議会に、会長、 副会長および監事を置き、会長は委員の互選によりこれを定めます。ご出席いただいてお ります委員さんの中から選出したいと思いますが、何かご意見がございますか。

もし無いようでしたら、事務局のほうからご提案させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

<異議なし>

では会長につきましては、青梅商工会議所会頭を推薦したいと思います。皆様ご承認頂けるようでしたら、拍手をお願いします。

<拍手>

ありがとうございます。では会長に選出されましたので、会長から一言ご挨拶をお願いします。

ただいま会長に選任されました。よろしくご協力の程お願いします。平成25年第1回市議会定例会について紹介のあった、3月15日の広報おうめを本日持参しました。先程の市長のご挨拶にもあったように、総合長期計画の一年目という事で、長期計画の進め方や理念を述べ、その上で青梅は色々なポテンシャルを持っているというような事を述べられていました。しかし一方で事業所等の撤退、中心市街地の空洞化、プラムポックスウイルス、公共施設の老朽化への対応など、市が克服しなければならない課題をしっかり認識しなければなりません。その中の、中心市街地の空洞化という事に関して、行政と商工会議所、そして皆様方が協力する上での第一歩が、この協議会でよく議論する事だと思います。そして皆様の心をひとつに三者が協力し、今は人口減と言われていますが、青梅は青梅線、青梅街道というインフラもある中で、我々が中心市街地を活性化する事によって、青梅全体が活性化する事が、住みよい「まち」とうい事になるのではないのでしょうか。

微力ながら会長として力を尽くしたいと思いますので、是非皆様方にご協力をお願い申上 げ、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

では事項については、会長へバトンタッチします。

では、事項の3、副会長および監事の指名についてですが、先程承認されました規約第9条では、副会長、監事は会長が指名するとなっていますので、指名させていただきます。 副会長には青梅市の副市長にお願いしたいと思います。また監事には青梅市商店会連合会会長にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。では副会長からご挨拶をお願いします。

ただいま、会長より指名をいただきました。どうぞよろしくお願いします。少しでも会長のお役にたてるように頑張って参りますので、よろしくお願います。

会長

委員 会長

委員

委員

続いて監事、お願いします。

委員

各委員の皆様方に色々な意見を出していただき、青梅市のために是非ご協力をお願いした いと思います。よろしくお願いします

会長

どうもありがとうございました。では続いて事項の4、平成25年度事業計画(案)および収支予算書(案)について、お諮りしたいと思います。事務局よりお願いします。

事務局

資料の3、4、そして5をまとめて、平成25年度事業計画(案)および収支予算書(案)としてご説明をさせていただきます。まずは資料の3をご覧ください。平成25年度青梅市中心市街地活性化基本計画推進スケジュール(案)です。中心市街地活性化本協議会、本協議会ですが、ちょうど真ん中の位置が協議会の予定となります。本日の第1回中心市街地活性化協議会、そして6月にシンポジウムを開催します。その後第2回協議会を7月、第3回を10月、第4回を12月、最後の第5回を2月に開催したいと思います。

左の列については、中心市街地活性化基本計画に認定を受けるべく、今、青梅市さんが検 討しているスケジュールです。右の列については、協議会において、今後まちづくり会社 が参加しますので、まちづくり会社のスケジュールです。

続いて資料の4、平成25年度事業計画(案)および収支予算書(案)です。事業計画については、規約の第5条に沿って進めます。内容は、青梅市が作成する基本計画、およびその実施に関し必要な事項についての意見提出、中心市街地の活性化に関する事業の総合調整、関係者相互の意見および情報交換、活性化に寄与する調査研究の実施、中心市街地活性化のための勉強会、研修および情報交換、協議会活動の情報発信(ホームページ開設等)、その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画および実施です。現段階では概要ですが、事業計画とさせていただきます。

続いて収支予算書(案)、平成25年4月1日~平成26年3月31日の予算書です。

収入の部についてですが、今年度の収入は全て補助金としています。内訳は、青梅市 4,000,000 円、青梅商工会議所 1,000,000 円の合計 5,000,000 円。この 5,000,000 円を収入 として事業を実施していきます。

支出の部の内訳は、タウンマネージャー設置費 2,880,000 円。これは規約第11条で専門的に知見を有するものを設置するという事で、まちづくりの活性化に対して特化した専門家のタウンマネージャーを設置します。タウンマネージャーについては謝金と旅費のトータル 2,880,000 円を予算化しています。協議会運営費については、アドバイザー謝金、シンポジウム開催費、事務局運営費、旅費、会議費、通信運搬費、消耗品費、借損料、等委託料の 2,120,000 円、支出合計 5,000,000 円を予定しています。

続いて、資料の5、青梅市中心市街地活性化協議会謝金規程(案)です。協議会を運営するにあたり、謝金の支払いに必要な事項を定めたものです。詳細については、記載の通りです。

以上、平成25年度の事業計画(案)、収支予算書(案)およびスケジュールとさせていただきます。慎重なる審議をお願いします。

事務局から説明が終わりました。この事業計画および収支予算書についてご質問等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

よろしいですか。平成25年度事業計画(案)および収支予算書(案)、原案どおり承認いただきました。どうもありがとうございました。

ここで市長が次の公務という事で、ご退席になります。市長、ありがとうございました。

会長

委員 会長 委員

ありがとうございました。

では事項の5、青梅市中心市街地活性化基本計画の推進についてご説明をお願いします。中心市街地活性化基本計画及び推進につきましてご説明します。この中心市街地活性化の取組については、去る2月8日の準備会において概略をご説明させていただきました。若干今日の説明と重複する部分もありますがご了承いただきたいと思います。本日、皆様のお手元に青梅市中心市街地活性化基本計画(改定原案)と、概要版をお配りしています。この改定原案については、平成23年度に学識経験者、関係団体の皆様等で構成されました中心市街地活性化基本計画検討委員会の提言を元に作成しました。基本計画の原案に対し、平成24年度に内閣府の助言や、まちづくりの専門家のアドバイスをいただき事業計画の具体化を検討しました「まちなか再生総合プロデュース」において、ふるさと財団という団体の補助事業の内容等を反映し、より充実した内容で編集をしたものです。まだ原案ということで、案まで到っていない状況です。

この改定原案を元に、今後協議会からご意見をいただき、ブラッシュアップをしながら、 国の窓口である内閣府との調整、また協議を行い、先程のスケジュールの中にもある25 年度末を目途に、国の認定を目指していく予定です。改定原案はご覧のとおりボリューム があるので、今日は合せてお配りした、概要版を用いて説明をします。

まず、概要版1ページの1として、青梅市の中心市街地についてです。青梅市の中心市街地には、江戸時代に宿場街として栄えた地域を中心に設定しています。その後人口の増加、市街地の拡大により、今日では東青梅駅周辺に官公庁施設の立地、また河辺駅周辺に大規模周辺施設が整備され、現在の3駅周辺からなる中心市街地を形成しています。

2の中心市街地の現状課題ですが、基本計画改定原案の中では、中心市街地の今後の方向性を検討するにあたり、既存のデータ、市民アンケートなどによって様々な角度、側面から現状課題の把握を行っています。この概要版では主な課題分析として、2点ピックアップしています。

第一に、著しい人口減少と超高齢化社会です。人口は平成12年度まで右肩あがりで増加傾向にありますが、それ以降は14万人前後で推移しています。一方で中心市街地の人口は平成12年をピークに約2300人程度減少しています。また中心市街地では、少子高齢化もあり、平成15年度と25年度の人口構成を比較すると、高齢人口の増加、一方で年少人口の減少、というものが顕著に出ています。

もう一つ、商業活力の低下ですが、中心市街地の年間小売販売額が減少傾向にあり、市全体を占める中心市街地の割合も低下しつつあります。こういった現状、課題の元で青梅駅周辺の鉄道駅、鉄道始発駅としての交通の利便性や、特長である自然豊かな住環境、そういったものを青梅の強みを生かしながら、歩いて暮らせるコンパクトな中心市街地の形成や、日常の買物の場として古くからの商業集積地である青梅駅周辺の商業力の向上が求められている、という状況です。

続いて2ページをご覧頂きたいと思います。3の中心市街地活性化の区域です。準備会の中でも申し上げましたが、3駅周辺からなる青梅市中心市街地の中でも、青梅駅周辺は青梅宿時代から引き継がれた歴史的な街並み、青梅大祭などの伝統的な祭、個性豊かな商店街の集積及びこれらを支えるコミュニティが形成されており、市民にとって今も街の顔として認識されています。こうした事から、青梅駅周辺における住民の高齢化、また子育て世代の空洞化、商店街の活力の低下、などといった課題に取組んで、誰もが住みよいまち

へと生まれ変わる事が、中心市街地及び青梅市全体の活性化に繋がるという考えになります。こうした背景を踏まえ、本計画における青梅市中心市街地の区域を中心市街地発展の歴史的な経緯、また地域の特性を踏まえ、中心市街地が抱える現状課題に対し、早急かつ効果的に事業を実施するため、青梅駅周辺と東青梅駅周辺の一部を範囲に含む約90~クタールをその区域としています。その下の4の計画化案ですが、この計画は平成26年度から平成30年度の5年間としています。

次に3ページ、理念、目標についてですが、この2年は中心市街地の賑わいを取り戻すため、人と人とのつながりを大切にする粋な人情と商業、ものづくり、観光による持続的な活力に溢れた、何度でも訪れたくなるとともに、住み続けたいと思える居心地のよいまちを目指す地点を持って、「粋活タウン青梅宿、そして絆と歴史や自然を生かした住みやすく訪れたくなる街」、これをキャッチフレーズとしました。これは23年度の検討委員会の提言を元にまとめた内容です。そして中心市街地が果たすべき役割を認識し、活性化に向けた基本方針、目標については表の通りです。

基本方針の一つ目は①として、子育て世代から高齢者まで皆が健やかに暮らせる街です。 これは高齢者を始めとする幅広い層の人口の拡大を目指しまして、街中居住の促進を目標 に掲げています

二つ目が、②として、住む人訪れる人が行き交うにぎわいのある街です。これは商業機能の充実等によって、地域内外の人が行き交うにぎわいの充実を目指して、商業活力の向上を目標に掲げています。

三つ目が、③、の青梅宿の歴史と多摩川や永山丘陵の自然に触れながらぶらり歩ける街です。回遊環境を向上させ、交流人口の増加を目指し、回遊性の向上を掲げています。この基本計画の改定原案については、このような基本理念、基本方針、活性化の目標を踏まえ、行政が取組む事業、また市民団体、商店街など関係者が具体的に取組む事業を体系的に位置づけています。

4ページをご覧いください。6の中心市街地活性化の事業ですが、基本計画に掲げている、 先ほどの3つの目標、すなわち3ページの目標にある、街中居住の促進、商業活力の向上、 回遊性の向上、この3つの目標を達成するための事業として、法律に基づいてこの表にある市街地の改善のための事業、都市福祉施設を整備する事業、居住関係の向上のための事業、そして公共交通機関の増進を図るための事業、そして最後に商業の活性化のための事業に区分して、ご覧の一覧表のような事業を掲げています。

最後に5ページをご覧ください。5ページは7の中心市街地活性化に向けた取組についてです。ここでは前の4ページにあげました、中心市街地活性化の目標に取組む事業について、中心市街地の区域に位置づけたものです。国の窓口である内閣府との事前の調整においては、この基本計画が法定計画として認定を受けるため、事業の内容や地方などについてさらに検討進度化して具体化するように指摘、アドバイスを受けています。

そこで平成24年度にいては、基本計画の原案の具体性実行性を高めていく観点から、専門家のアドバイスを受ける、まちなか再生総合プロデュース事業を活用し、街づくりの専門家による専門的見地からの支援をいただき、計画事業案の具体化に向けて個別計画案を進行化する作業を行ってきました。検討において特に専門家のほうで着目したのは、超高齢化社会の本格化、そういったものを背景に都心近郊に住んでいる方たちに住んでみたいと思わせるような、豊かな自然に親しみながら都市的な生活を享受できる青梅の特性を最

大限に生かした、青梅らしさ溢れるまちなか居住の促進という事と、交流人口の増加、また商店街の活力向上につながる特色ある事業の構築でした。事業の提案として、大きく2点抽出されています。

一点目は青梅駅前再生事業です。これは老朽化した駅前の共同ビル、その所有と利用の分離を前提にした、再開発資本を用いた方針と、駅前広場の再整備における青梅らしさを醸し出す駅前空間の再生です。この事業については、昭和40年代に防災建築街区造成事業と土地区画整理事業によって整備された駅前ビルのうち、西側街区の建替えを中心に、専門家の言葉によれば、身の丈にあった「身の丈再開発」について再検討しています。

二点目は旧青梅街道沿いの沿道地区の再生事業です。これは空き店舗や、空き家の賃貸借をこれから設立しようとしています、まちづくり会社などが一体的に管理、仲介する制度の研究や、地域に点在する歴史的資源、そういったものをまちなか再生に生かす旧青梅街道の町屋再生といったものを柱にした内容です。

この基本計画に掲げます、事業計画の推進に向けまして協議会での合意形成を図りながら、 関係者一丸となって青梅らしさ溢れる中心市街地の活性化を図って行くという事が重要な ポイントであると考えています。

以上、中心市街地活性化基本計画とその推進についての説明を終わらせていただきます。 ただ今の説明につきまして、どのような事でも結構ですので、ご質問、ご意見いただけた らと思います。

全体的な内容、流れは分ったのですが、概要版 1 ページの中心市街地の現状と課題の中で 3 つのグラフがありますが、上 2 つの人口についてのグラフは青梅市全体と中心市街地の 関係性についてとういう事で分るのですが、下の小売販売額のグラフについては、青梅市全体も中心市街地も下がっているわけですよね。資料としては、上 2 つと同じように、中心市街地の落ち込みが著しいという事を表しているかと思いますが、これについては、なかなか読みにくいと感じました。

概要版では端折っていますが、人口の部分については改定原案の4ページ、1-6のグラフで中心市街地全体と3駅周辺個別に表しています。このグラフにおいては、青い線グラフにて青梅駅周辺の人口減少が著しい事が示されています。また人口構成においても中心市街地と青梅市全体を比較した場合、少子高齢化の進行が顕著にみられます。また、商業の部分については6ページの部分で、個別に示しています。青梅市全体が下がっている現状の中、1-1 等で個別に表し、特に中心市街地、青梅駅や河辺駅の落ち込みを表しています。

全体として難しいですね、顕著じゃないと感じられます。

表記としては、分かり易く努めたいと思います。

確かに分りにくいです。

その他、何でも結構です。

概要版3ページに目標①②③とありますが、私の個人的な意見ですが、目標④として、幸福度の向上を入れていただきたい。荒川区では平成18年度以降、区民の幸福度を上げるための取組を行なっており、これはグロスアラカワハピネスと言い、現在は荒川区政世論調査というものを実施しています。この中間報告書が平成23年8月に出ています。青梅市も非常に自然環境豊かですし、高齢者が住みやすい市町村になる、そういう実績もあるので、青梅市中心市街地に幸福量という目標を持つような事を入れたらいいのではないか

会長

委員

委員

委員

委員会長

委員

なと思いました。もし必要でしたら荒川区の報告書がありますのでご紹介します。突然で すみません、皆さん戸惑うのではないかと思ったのですが。

委員

貴重なご意見ありがとうございます。基本理念の「粋活タウン青梅宿〜絆と歴史や自然を活かした住みやすく、訪れたくなるまち〜」に基づいて、①②③の基本方針を掲げています。この基本方針を導くにあたって、根底には幸福度という表現はありませんが、いわゆる満足度を高めていく、暮らしやすさの向上といった視点で基本方針を打ち立てた場合、この3つという事になります。

そして、今後まちづくりの活性化を進めていくにあたっての指標、基本方針の目標設定に 対するチェックということで3つ掲げております。数値的な目標設定は、国の審査の基準 になりますが、この部分についての設定が適切かどうかについては内閣府でも議論があり ます。基本的にはこの3つを骨格として、この目標を達成するためには、具体的に事業を どうするべきかという議論を中心にやっていきたいと考えております。しかし、今ご指摘 いただいた目標設定の有り方については、今後の調整に際に、そういた視点を活かし検討 していきます。

会長

ありがとうございました。その他はよろしいですか。

委員

概要版3ページに、それぞれ目標①②③とあります。その中で居住人口の具体的な目標数値がでていますが、目標値の根拠がございましたらお聞かせください

委員

改定原案の56ページをご覧ください。この56ページ以降で今回それぞれの算出根拠、考え方をまとめています。例えばまちなか居住の促進の中では平成17年当時の5,516人に対して、平成25年度は5,339人。このトレンドで推計をすると、平成30年度には5,139人という推計値が導き出されます。こ推計のポイントの捕らえ方によっては数値が変動しますが、こう仮定した時に、まちなか居住の促進を具体化する事業の柱として、概要版の4ページにある「中心市街地活性化の事業」の「中心市街地整理整備のための事業」の一つとして、「青梅駅前地区市街地再開発事業」があります。これは、老朽化したビルを建替えるのと合せて、周辺の整備を進めていこうという事です。

いわゆる身の丈再開発という事で、高層ビルを建てていこうという事ではなく、景観や地域の環境に合せた低層のビルを作っていこうという事です。居住エリアを作り、それを建てた場合に90人増加し、また数値目標である活性に寄与する事業、町屋再生によって魅力を高める事が高められた沿道地域、あるいは今のストックへの居住を合せて186人を増加させ、今の5,339人から目標として5,469人を生み出して行く、誘導していくという目標を立てています。そういった形で56ページ以降に示しています。なお、これは目標です。今後基本計画の認定があった後、国において成果をチェックされます。そのチェックの際に目標値がどうあったのかという検証を常にしていきます。この協議会の中でも、事業計画をどのように仕組みとして具体化していくかといったところを、十分に意見交換を行い近づけて行く努力が必要だと考えます。

会長 委員

ありがとうございます。

概要版2ページの計画期間について、26年度から30年度までの5年間、最終年度である平成30年度を目標年度とします、と書いてあるが、これは一番早くてという事でしょうか。それとも審査を通るためを考慮して5年後を考えているのか。これではピッチが少し遅いのではないか、もう少し早いピッチでやれないのかと思います。それと国になり何なりの審査の中で、非常にアトラクティブに青梅を捉えているが、東京自体は人口が増え

て仕方がない、しかし青梅は減って仕方がない。これはどうしてなのか分らない。色んな 条件があると思うが、その辺はもう少しアトラクティブな捉え方が出来ないのかなという 気が率直にします。

委員

概要版の2ページの4画期間ですが、これは活性化に関する法律、いわゆる中心市街地活 性化法の中で国が決める基本方針、平成18年度に中心市街地活性化法の改正から、国の 中心市街地推進の考え方の中で計画期間については5年という計画の持ち方としており、 5年間で事業の計画をするという事が示されています。そこに則する形で、認定の基本計 画がほとんど5年の計画になっています。改定原案の64ページ以降に基本理念、基本方 針の目標を達成するために必要な事業群を5の分野に分けて掲載をしています。この事業 群それぞれに30年度までの具体的なスパンを示したものです。個々の事業によって進捗 は変ってくると思います。例えば市街地再開発については、5年のスパンで全ての事業を 終えるというのは難しい内容だと考えています。例えば認定をいただいた後、様々な再開 発の手続きが必要になってまいります。東京都の方針への位置づけや、地区計画を策定す るなど、第一号の法定再開発に向けた手続きの年度を示しており、その期間が5年間とい うことで、5年間は認定をいただけますが、さらに5年が経過した後、検証を経て、必要 に応じてその認定の方針を行っていき、順次計画を更新していくという考え方になります。 その他それぞれの事業についても、出来るだけ早期に着手し、少しでも進めていくという 考え方は根底にありますので、青梅市一丸となって事業推進を早期に進めるように努めま すし、そうあるべきだと考えています。

会長

その他何かございますか。

急に説明されても色々と分らないと思いますし、改めて読んでいただいて、次の機会にご 質問頂ければと思います。

では、6のシンポジウムについて移ります。説明をお願いいたします

事務局

資料7、中心市街地活性化シンポジウム開催概要です。平成25年6月15日(土)、中心市街地活性化シンポジウムを開催します。このシンポジウムに関しては、中心市街地活性化に向けた取組について、広く市民に周知し、シンポジウムを開催した事による意見を踏まえ、総合的に計画を推進することに活かしていきたいと考えています。タイトルは、「いきいきタウン 青梅宿 ~街(まち)の活性化の主役はあなた~」で、主催が当協議会、後援が青梅市、青梅商工会議所となります。

日時については、6月15日(土)19時~21時、青梅市民会館ホールで開催します。 開催までのスケジュールが記載されていますが、後ほど協議していただきたい内容があります。ポスター、チラシ等々については事務局で準備します。このシンポジウムのパネルディスカッションについてですが、コーディネーターに一般社団法人チームまちづくり松本昭氏、他にパネリストを5名予定しています。内1名は、一般社団法人チームまちづくり専務理事の西郷真理子さんを予定。その他4名のパネリストについて協議いただければと思います。案としては、地元商業者、女性、若者等で、この場で協議し決める事は難しいと思いますが、パネリストに相応しい方について、提案、意見をいただければと思います。以上について、ご協議をお願いします。

会頭

シンポジウムについて、中村事務局長より説明がありましたが、6月15日の19時から 21時、青梅市民会館ホールです。基調講演とパネルディスカッションの二つを実施する。 基調講演ではチームまちづくりの西郷真理子さんにお願いします。パネラーについては、 専門家や地元の方等々とディスカッションしたいと思います。

パネリストについてという事ですが、急に言われても難しいと思いますので、何方かいれば、事務局までご連絡をお願いします。いずれにせよ日にちは決まっておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上、よろしいですか。

他に何かございませんか。

委員

この資料3の青梅市中心市街地活性化のスケジュールで、10月にはまちづくり会社が設立するという事です。つまり、ただ単に会社を設立するだけでなく、その時点でまちづくり会社の事業が決まってなくてはいけない。少なくとも何らかの事業を始めなくてはいけないという事です。これから5年後までに成果を出すという事ですが、このまちづくり会社が10月に立ち上がるという事は、ここから事業が始まるということだと思います。その事業について良い悪い、あるいはどのようにしていくのか、決してのんびり計画が進んでいるわけではなく、もう目の前の10月にはまちづくり会社が立ち上がるという事になりますので、一生懸命まちづくりに知恵を絞っていかなければならない、という感想です。ありがとうございました。それについて何かございますか。

会頭

委員

今まさにお話がありましたが、まちづくり会社の設立に対し、青梅市でも今年度予算の中で、出資金として3%以内という事で、1,000,000円をご用意しています。このまちづくり会社の目的としては、一つには具体的に事業を推進するようなまちづくり会社、例えばビルの建替えなどを目的とする会社。または、もう一つ上の様々な中心市街地の事業をコーディネートするようなまちづくり会社、二通りの考え方がありますが、今後タイトなスケジュールでまちづくり会社の趣意書を作り、また、出資していただく方々への説明も始めながら、まちづくり会社を設立に向けて全力で頑張るといったところです。青梅市としてもこのまちづくり会社の設立に関しましては、会社ありきではなく、きちんと理念、また確実な収益性が伴うよう考慮しながら、設立に向け対応してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

会頭

これにて事項について終わります。よろしくお願いいたします

委員

その他ですけれども、次回開催日という事で、第2回目の中心市街地の活性化協議会を7月5日に決定させていただきます。事務局からの指定で申し訳ありませんが、次回につきましては7月5日、金曜日1時30分から開催しますので、予定していただければと思います。お手数をおかけしますがご協力のほどよろしくお願いします。最後になりますが、閉会の挨拶を下田副会長よろしくお願いします。

委員

本日は協議会にご参加頂きまして、ありがとうございました。本日が設立という事で、今日からスタートします。スケジュールは非常にタイトなものでございまして、まず認定が必要ということで非常にこれはハードルが高いものでございます。ぜひ頑張っていきたいと思います。出資金も法定のための条件となっておりますので、こういうところがハードルが高いところでございますが、青梅市長が先ほど申し上げましたとおり、長くて新しい事業でございますのでぜひ努力してまいります。協議会が中心になって、色々とご意見伺い、市民により良いものになりますように我々も一生懸命がんばってまいります。以上を持ちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました

委員

ありがとうございました。以上を持ちまして第1回協議会を終わります。お疲れ様でした。